

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に第一条の規定による改正前の前払式支払手段に関する内閣府令第三十三条

第一項の承認（全部の解除に係るものに限る。）を受けている者が、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該解除を行う場合には、施行日に第一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令（次条において「新前払式支払手段府令」という。）第三十三条の届出をしたものとみなす。

第三条 新前払式支払手段府令第二十三条の二の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいい、施行日以後に加算が行われる加算型前払式支払手段（前払式支払手段に関する内閣府令第一条第三項に規定する加算

型前払式支払手段をいう。)を含む。)について適用する。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この府令の施行の際現に第二条の規定による改正前の資金移動業者に関する内閣府令第十七条第一項の承認(全部の解除に係るものに限る。)を受けているみなし登録第二種業者(改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。)が、施行日の直前の基準日(改正法第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律第四十三条第一項に規定する基準日をいう。)の翌日から起算して一週間を経過する日以後に当該解除を行う場合には、当該日に第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令(次条第二項において「新資金移動業者府令」という。)第十七条の届出をしたものとみなす。

(改正法附則第七条第二項の書類の提出)

第五条 改正法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める期間は、一月とする。ただし、施行日から起算して一月以内に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律(次項において「新資金決済法」という。)第四十一条第一項の変更登録の申請又は同条第三項若しくは第四項の届出をするみなし

登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、当該申請又は届出をする日までの期間とする。

2 みなし登録第二種業者が改正法附則第七条第二項の規定による提出をする場合における新資金決済法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、新資金移動業者府令第六条の規定にかかわらず、同条第十三号、第十四号及び第十七号に掲げる書類（官公署が証明する書類については、提出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

3 みなし登録第二種業者が、改正法附則第七条第二項の書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該みなし登録第二種業者の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該みなし登録第二種業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。